第１号様式（第２条関係）

空家等情報提供書

年　　月　　日

蒲郡市長　様

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

<table>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">用途</td><td rowspan="2">住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明</td><td>構造</td><td>木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）</td></tr>
<tr><td>階数</td><td>平屋、２階建、３階建、その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">状況
１　放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
（例：屋根のトタン板や壁がはがれ落ちたり、柱の腐朽などにより建物が倒壊したりする危険がある。）
２　放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
（例：ごみが堆積して腐敗していたり、悪臭を放っていりして衛生面で周囲に迷惑をかけている。）
３　適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
（例：放置された樹木や雑草が敷地内にジャングルのように茂っていたりする。）
４　周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
（例：立木の枝の越境、野良猫等の住処になっている。門扉が施錠されていない。窓ガラスが割れている等不特定多数の者が侵入できる。）</td></tr>
<tr><td colspan="4">位置図</td></tr>
</table>

備考

１　用途、構造、階数の別は、該当する箇所に○を付してください。

２　状況の別は、該当する番号に○を付してください。

第２号様式（第２条関係）

空家等情報受付簿

番号	受付日	空家等の所在地	情報提供者

第３号様式（第２条関係）

空家等適正管理台帳

整理番号

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）
		階数	平屋、２階建、３階建、その他（　　）

所有者等区分	氏名	住所	連絡先

状況	危険度				備考
	大	中	小	無	
建物等の倒壊					
建築材料の落下、飛散					
火災の危険性					
交通の危険性					
犯罪の危険性					
衛生上の危険性					
周囲への影響					

特記事項

経過

第４号様式（第４条関係）

空家等適正管理に係る立入調査実施通知書

第　　号
年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

蒲郡市空家等適正管理条例第５条の規定により、所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に空家等を適正に管理しなければならないことと定められています。

下記のとおりあなたの所有（管理）する空家等については、管理不全な状態にあると認められることから、同条例第９条第２項の規定に基づき立入調査を行いますので、同条第３項の規定により通知します。

ついては、所有者等の立会いが可能な場合は、立入調査の実施日の５日前までに下記連絡先に連絡してください。

なお、空家等の所有又は管理の状況等が下記の内容と異なる場合又は既に管理不全な状態が解消されている場合は、下記まで連絡してください。

記

空家等の状況

<table>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">用途</td><td rowspan="2">住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明</td><td>構造</td><td>木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）</td></tr>
<tr><td>階数</td><td>平屋、２階建、３階建、その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">状況（立入調査の理由）</td></tr>
</table>

立入調査の実施期日

年　　月　　日（　）　　時　　分

立入調査の責任者及び連絡先

責任者 担当課 連絡先

備考

この通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第１６条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処せられます。

第５号様式（第４条関係）

（表）

第　　号

立入調査員証

以下の者は、蒲郡市空家等適正管理条例第９条第２項に規定する空家等の立入調査に従事する職員であることを証する。

写　真

所　　属
職　　名
氏　　名
生年月日

年　　月　　日交付
蒲郡市長　　印

（裏）

注意

１　この証票は、空家等の立入調査を実施する際に必ず携帯しなければならない。

２　この証票は、関係人の請求があったときは速やかに提示しなければならない。

３　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第６号様式（第５条関係）

空家等緊急安全措置実施同意書

年　　月　　日

蒲郡市長　様

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

蒲郡市空家等適正管理条例第１０条第１項の規定による緊急安全措置として、私が所有（管理）する下記の空家等について、危険な状態を回避するため必要最低限の緊急安全措置をとることに同意します。また、緊急安全措置に要した費用については、私が責任を持って納付します。

記

空家等の状況

<table>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">用途</td><td rowspan="2">住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明</td><td>構造</td><td>木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）</td></tr>
<tr><td>階数</td><td>平屋、２階建、３階建、その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">状況</td></tr>
</table>

緊急安全措置の内容

実施概要	
概算費用	
費用負担	
実施予定日	年　　月　　日（　）　　時　　分
備考	

第７号様式（第５条関係）

空家等緊急安全措置実施通知書

第　　号
年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

あなたが所有（管理）する空家等について、危険な状態を回避するために緊急安全措置を実施しますので、蒲郡市空家等適正管理条例第１０条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）
		階数	平屋、２階建、３階建、その他（　　）
状況			

緊急安全措置の内容

実施概要	
概算費用	
費用負担	
実施予定日	年　　月　　日（　）　　時　　分
備考	

第８号様式（第６条関係）

空家等適正管理指導書

第　　号

年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

蒲郡市空家等適正管理条例第５条の規定により、所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、常に空家等を適正に管理しなければならないことと定められています。あなたの所有（管理）する下記の空家等について、同条例第１１条の規定により必要な措置をとるよう指導します。

記

特定空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）
		階数	平屋、２階建、３階建、その他（　　）
状況			

指導内容

備考

１　既に必要な措置を講じられた場合は、行き違いですのでご容赦願います。

２　改善措置が完了したときは、ご連絡ください。

３　改善措置の実施が困難な場合は、ご相談ください。

連絡先：

４　本指導後においても、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、蒲郡市空家等適正管理条例第１２条の規定により必要な措置をとられるよう勧告を行うことがあります。また、当該勧告をした場合は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、当該特定空家等の敷地が、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。

第９号様式（第７条関係）

空家等適正管理勧告書

第　　号
年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

あなたが所有（管理）する下記の空家等については、蒲郡市空家等適正管理条例第１１条の規定に基づき　　年　　月　　日付け　　第　　号により必要な措置をとるよう指導しましたが、現在に至っても指導に係る措置がとられていません。

つきましては、同条例第１２条の規定により履行期限までに必要な措置をとるよう勧告します。

記

特定空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）
		階数	平屋、２階建、３階建、その他（　　）
状況			

勧告内容

履行期限

年　　月　　日（　）

備考

１　既に必要な措置を講じられた場合は、行き違いですのでご容赦願います。

２　改善措置が完了したときは、ご連絡ください。

３　改善措置の実施が困難な場合は、ご相談ください。

連絡先：

４　上記の措置の履行期限までに正当な理由がなくて措置をとらなかった場合は、蒲郡市空家等適正管理条例第１３条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

５　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、特定空家等の敷地が、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該特例の対象から除外されることとなります。

第１０号様式（第８条関係）

空家等適正管理命令書

第　　号
年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

あなたの所有(管理)する下記の空家等について、　　年　　月　　日付け　第　　号の命令に係る事前の通知書により必要な措置をとられるよう命令を行う旨の事前の通知をしましたが、現在に至っても通知した措置がとられていないため、蒲郡市空家等適正管理条例第１３条の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう命じます。

記

特定空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他(　　)
		階数	平屋、２階建、３階建、その他(　　)
状況			

命令内容

履行期限

年　　月　　日（　）

備考

１　既に必要な措置を講じられた場合は、行き違いですのでご容赦願います。

２　改善措置が完了したときは、ご連絡ください。

連絡先：

３　本命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第１６条第１項の規定に基づき、５０万円以下の過料に処せられます。

４　上記の措置の履行期限までに措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、蒲郡市空家等適正管理条例第１４条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、蒲郡市を被告として提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第１１号様式（第８条関係）

命令に係る事前の通知書

第　　号

年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

あなたの所有（管理）する下記の空家等については、蒲郡市空家等適正管理条例第２条第２号の特定空家等に該当すると認められたため、同条例第１２条の規定に基づき　　年　　月　　日付け　第　　号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても勧告に係る措置がとられていません。

このまま措置がとられない場合には、同条例第１３条の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとられることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、空家等対策の推進に関する特別措置法第１４条第４項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第５項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から５日以内に、蒲郡市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

特定空家等の状況

<table>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">用途</td><td rowspan="2">住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明</td><td>構造</td><td>木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）</td></tr>
<tr><td>階数</td><td>平屋、２階建、３階建、その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">状況</td></tr>
</table>

命じようとする措置の内容

命ずるに至った事由

意見書の提出期限

年　　月　　日（　）

意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先

提出先（請求先） 担当課 連絡先

備考

改善措置が完了したときは、上記連絡先にご連絡ください。

第１２号様式（第８条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年　　月　　日

蒲郡市長　様

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日付け　　第　　号の命令に係る事前の通知に対して、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

特定空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）
		階数	平屋、２階建、３階建、その他（　　）
状況			

命令に係る事前の通知に対する意見

自己に有利な証拠の提出の有無

有　　・　　無

備考

1　命令に係る事前の通知に対する意見について所定の欄に記載しきれないときは、任意の用紙に記載の上、添付してください。

2　自己に有利な証拠を提出する場合は、当該証拠に係る書類を添付してください。

3　代理人が提出する場合は、代理人の資格を証する書類を添付してください。

第１３号様式（第８条関係）

公開による意見聴取請求書

年　　月　　日

蒲郡市長　様

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日付け　　第　　号の命令に係る事前の通知書に対して、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

特定空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）
		階数	平屋、２階建、３階建、その他（　　）
状況			

公開による意見の聴取に出席する者

住　所 氏　名 連絡先

公開による意見の聴取の開催希望日

第１希望	年　　月　　日（　）　　午前　・　午後
第２希望	年　　月　　日（　）　　午前　・　午後
第３希望	年　　月　　日（　）　　午前　・　午後

備考

　代理人が公開による意見の聴取に出席する場合は、代理人の資格を証する書類を添付してください。

第１４号様式（第８条関係）

公開による意見聴取通知書

第　　号

年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

あなたから請求のあった公開による意見の聴取を、空家等対策の推進に関する特別措置法第１４条第６項の規定に基づき、下記のとおり実施するので、同法第１４条第７項の規定により通知します。なお、同項の規定に基づき、当該意見の聴取を実施する旨を公告します。

記

特定空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）
		階数	平屋、２階建、３階建、その他（　　）
状況			

命じようとする措置の内容

意見の聴取の期日及び場所

年　　月　　日（　）　　時　　分 （場所）

第１５号様式（第９条関係）

戒　　告　　書

第　　号
年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

あなたの所有（管理）する下記の空家等について、　年　月　日付け　第　号で空家等の管理方法について必要な措置をとるよう命令しましたが、未だに改善がされておりません。

つきましては、この命令に係る措置を下記の期限までに履行しないときは、蒲郡市空家等適正管理条例第１４条の規定により、本市が履行義務を代執行しますので、行政代執行法第３条第１項の規定によりその旨戒告します。なお、当該代執行に要するすべての費用は、あなたから徴収することを申し添えます。

記

特定空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他（　　）
		階数	平屋、２階建、３階建、その他（　　）
状況			

命令内容

履行期限

年　　月　　日（　）

備考

１　既に必要な措置を講じられた場合は、行き違いですのでご容赦願います。

２　改善措置が完了したときは、ご連絡ください。

連絡先：

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、蒲郡市を被告として提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第１６号様式（第９条関係）

代　執　行　令　書

第　　号
年　　月　　日

様

蒲郡市長　　印

あなたの所有(管理)する下記の空家等について、　年　月　日付け　第　号で戒告しましたが、不履行のため、蒲郡市空家等適正管理条例第１４条の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第３条第２項の規定により通知します。

また、この代執行に要するすべての費用は、あなたから徴収することを申し添えます。

記

特定空家等の状況

所在地			
用途	住宅、倉庫、工場、店舗、その他、不明	構造	木造、鉄骨造、ＲＣ造、その他(　　)
		階数	平屋、２階建、３階建、その他(　　)
状況			

代執行の内容

代執行の実施期日	代執行に要する費用(概算)
年　　月　　日（　）	

代執行の責任者及び連絡先

責任者 担当課 連絡先

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、蒲郡市を被告として提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第１７号様式（第９条関係）

（表）

第　　号

行政代執行責任者証

以下の者は、行政代執行法第４条に規定する執行責任者であることを証する。

写　真

所　　属
職　　名
氏　　名
生年月日

年　　月　　日交付

蒲郡市長　　印

（裏）

注意

１　この証票は、空家等に係る代執行を執行する際に必ず携帯しなければならない。

２　この証票は、関係人の請求があったときは速やかに提示しなければならない。

３　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。